

揖保川水系林田川・佐見川 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【10/28】



姫路市

たつの市

1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を示した図である。なお、図には、水防法(昭和47年法律第80号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域は、公衆利用の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河床及び洪水浸水想定区域の整備状況を踏まえて、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより算出したものである。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの範囲となる河川を記載した図内による浸水、氾濫及び内水による氾濫等を考慮していません。この洪水浸水想定区域とされていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 指定年月日 令和 年 月 日
 (3) 指定の河川名 揖保川水系林田川、龍川、瀬戸川、西瀬戸川、馬路川、中瀬戸川、古子川、小太夫川、平文字川、札東川、豊定川、福徳川、窪谷川、土庄川、山崎川、佐野川、安志川、三浦川、菅野川、津川、三谷川、伊賀川、種川、母崎谷川、城谷川、岡崎川、赤河内川、引原川、谷川、小野川、香木川、千保川、木谷川、野田川、倉木川、道谷川、河野川、福知川、本木川、公引川、赤公引川、栗原川、揖保川(指定係長所(センター))、西瀬戸川、中瀬戸川
 (4) 条例指定河川 揖保川水系林田川、赤瀬川
 (5) 水防法指定河川 たつの市、姫路市、土庄町、穴守町
 (6) 関係機関 兵庫県、たつの市、姫路市、穴守町

3 その他の計算条件等
 (1) この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・越水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・氾濫した場合の浸水状況は図示していません。
 (2) この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の氾濫を算出する際には、氾濫する水位に一定の余裕を確保して、氾濫が無くなる区域については氾濫の計算結果を算出していないものとします。
 (3) 氾濫計算は計算区域を50mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均的地形高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
 (4) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、図解する計算メッシュとの連続性や、連続性確保(道路や鉄道等の橋上)を考慮して図示しています。また、洪水浸水想定区域を計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。



凡例

浸水した場合に想定される水深(ラック別)	
10.0~20.0m未満の区域	赤色
5.0~10.0m未満の区域	オレンジ色
3.0~5.0m未満の区域	黄色
0.5~3.0m未満の区域	薄黄色
0.5m未満の区域	白色
市町境界	黒線
浸水想定区域指定の対象となる河川	赤線

この地図は、たつの市長の承認を得て、たつの市基本地形図デジタルデータ(編尺1/2,500)デジタルマップを複製使用したものである。(承認番号 たつ第55号の2)
 この地図は、姫路市長の承認を得て、姫路市基本地形図デジタルデータ(編尺1/2,500)デジタルマップを複製使用したものである。

揖保川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【10/28】

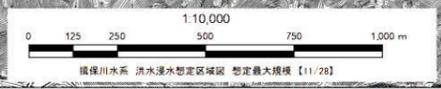
揖保川水系栗栖川・福原川 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【11/28】



佐用町

たつの市

- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を示した図面である。なお、図面は、水防法（昭和47年法律第109号）第41条第1項に基づき浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示している。
 - この洪水浸水想定区域は、公定地点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河床及び洪水計算後の河床状況等を踏まえて、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより算出したものである。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの範囲となる降流域を認める降流域の降雨による氾濫、堤防及び橋脚による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に含まれていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- 作成主体 高槻市
 - 指定年月日 令和4年11月28日
 - 指定の根拠法令 総合治水条例第35条第1項
 - 条例指定河川 揖保川水系栗栖川、福原川、西瀬戸川、高瀬川、中瀬内川、古子川、小丸川、上文字川、丸瀬川、豊定川、福原川、津野川、土井川、山瀬川、佐野川、安志川、三谷川、菅野川、津川、三谷川、伊原川、津川、向崎谷川、塚川、岡城川、釜河内川、引原川、谷川、小野川、青木川、千原川、水田川、豊木川、香木川、谷川、深河原川、稲城川、豊木川、公定川、東公定川、東原川、徳保川（指定農林局（センター）：西播磨、中播磨）
 - 水防法指定河川 揖保川水系福原川、栗栖川
 - 関係市町 高槻市、新庄町、大野町、穴吹市
 - その他の計算条件等
 - この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で洪水・越水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・氾濫した場合の浸水状況は図示していません。
 - この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の氾濫を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で浸水させ、浸水が完了した時点で浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 - 氾濫計算は計算区域を50mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は地形レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が受けにくい場合があります。
 - 基本事項等については、当該計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深を算出し、併せて計算メッシュごとの浸水率や、浸水率と浸水深（浸水率と浸水深の積）を算出して図示しています。また、浸水深は20mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。



この図は、たつの市長の承認を得て、たつの市基本情報システム（縮尺1/2500）デジタルマップを複製使用したものである。（承認番号 たつ第55号02）
この図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図2500を複製したものである。（承認番号 〇〇、第〇〇号）

